

「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（間接国税関係）の取扱いについて」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>法第 7 条《たばこ税等の控除》関係</p> <p>（「災害のやんだ日」の意義等）</p> <p>7-4 <u>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和22年政令第268号。以下「令」という。）</u>第13条第1項《税額相当額の控除又は還付の申告》に規定する「災害のやんだ日」とは、災害が引き続き発生するおそれがなくなり災害復旧に着手できる状態になったときをいうものとし、その日は、被災地域が1税務署の管轄地域内にとどまる場合はその地域を管轄する税務署長が、被災地域が同一国税局の2以上の税務署の管轄地域にわたる場合はそれらの税務署を所轄する国税局長が一律に定めるものとする。</p> <p>（「損失の補償を受けた事実を証する書類」の意義）</p> <p>7-5 <u>令第13条第4項に規定する「損失の補償を受けた事実を証する書類」とは、損失の補償を受ける相手方すなわち被災製造たばこ等の所持者が損失の補償を受けた旨（現実に金銭で補償を受けた場合のほか債務免除、事後における取引代金との相殺等により補償された又は補償される契約ができていない場合にはその旨）を記載した書類をいうものとし、納税義務者が自ら「損失を補償した旨」又は「補償することを契約した旨」を記載した書類等は含まない。</u></p> <p>なお、納税義務者が直接災害被害者に損失の補償を行わず、中間の卸売業者を通じて補償を行なう場合（小売業者が災害被害者で卸売業者を通じて</p>	<p>法第 7 条《たばこ税等の控除》関係</p> <p>（「災害のやんだ日」の意義等）</p> <p>7-4 <u>令第13条第1項《税額相当額の控除又は還付の申告》に規定する「災害のやんだ日」とは、災害が引き続き発生するおそれがなくなり災害復旧に着手できる状態になったときをいうものとし、その日は、被災地域が1税務署の管轄地域内にとどまる場合はその地域を管轄する税務署長が、被災地域が同一国税局の2以上の税務署の管轄地域にわたる場合はそれらの税務署を所轄する国税局長が一律に定めるものとする。</u></p> <p>（「損失の補償を受けた事実を証する書類」の意義）</p> <p>7-5 <u>災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和22年政令第268号。以下「令」という。）</u>第13条第4項に規定する「損失の補償を受けた事実を証する書類」とは、損失の補償を受ける相手方すなわち被災製造たばこ等の所持者が損失の補償を受けた旨（現実に金銭で補償を受けた場合のほか債務免除、事後における取引代金との相殺等により補償された又は補償される契約ができていない場合にはその旨）を記載した書類をいうものとし、納税義務者が自ら「損失を補償した旨」又は「補償することを契約した旨」を記載した書類等は含まない。</p> <p>なお、納税義務者が直接災害被害者に損失の補償を行わず、中間の卸売</p>

改 正 後	改 正 前
<p>被災製造たばこ等を購入している場合)においては、災害被害者が中間の卸売業者から損失の補償を受けた事実を証する書類と当該卸売業者が災害被害者に対して損失の補償をした金額について納税義務者から補償を受けた事実を証する書類とを令第13条に規定する明細書に併せて添付しなければならない。</p> <p>法第9条《被災自動車に係る自動車重量税の還付》関係</p> <p>(法第9条第1項の適用範囲)</p> <p>9-1 法第9条第1項の規定は、自動車の使用者から直接又は他の者を介して自動車検査証の交付等(法第9条第2項第2号に規定する自動車検査証の交付等をいう。以下同じ。)又は車両番号の指定(同項第3号に規定する車両番号の指定をいう。以下同じ。)を受けることの依頼を受けて、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける自動車の販売業者又は自動車<u>特定整備事業者</u>(同項第1号に規定する自動車<u>特定整備事業者</u>をいう。以下同じ。)が、その目的で保管している自動車に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (省略) 2 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける目的で保管している自動車であっても、当該保管をしている自動車の販売業者又は自動車<u>特定整備事業者</u>が実質的な使用者である自動車については、その名義のいかんを問わず、<u>法第9条第1項</u>の規定は適用されないのであるから留意する。 <p>(「保管している自動車」の意義)</p>	<p>業者を通じて補償を行なう場合(小売業者が災害被害者で卸売業者を通じて被災製造たばこ等を購入している場合)においては、災害被害者が中間の卸売業者から損失の補償を受けた事実を証する書類と当該卸売業者が災害被害者に対して損失の補償をした金額について納税義務者から補償を受けた事実を証する書類とを令第13条に規定する明細書に併せて添付しなければならない。</p> <p>法第8条《被災自動車に係る自動車重量税の還付》関係</p> <p>(法第8条第1項の適用範囲)</p> <p>8-1 法第8条第1項の規定は、自動車の使用者から直接又は他の者を介して自動車検査証の交付等(法第8条第2項第2号に規定する自動車検査証の交付等をいう。以下同じ。)又は車両番号の指定(同項第3号に規定する車両番号の指定をいう。以下同じ。)を受けることの依頼を受けて、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける自動車の販売業者又は自動車<u>分解整備事業者</u>(同項第1号に規定する自動車<u>分解整備事業者</u>をいう。以下同じ。)が、その目的で保管している自動車に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (同左) 2 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける目的で保管している自動車であっても、当該保管をしている自動車の販売業者又は自動車<u>分解整備事業者</u>が実質的な使用者である自動車については、その名義のいかんを問わず、<u>法第8条第1項</u>の規定は適用されないのであるから留意する。 <p>(「保管している自動車」の意義)</p>

改正後	改正前
<p>9-2 法第9条第1項に規定する「保管している自動車」とは、自動車の販売業者又は自動車<u>特定整備事業者</u>が管理をしている自動車をいい、蔵置している場所のいかんを問わないことに取り扱うものとする。</p> <p>(輸送中の自動車の保管者)</p> <p>9-3 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた自動車の販売業者又は自動車<u>特定整備事業者</u>が、当該自動車をその使用者等に引き渡すために輸送中の場合には、当該自動車の販売業者又は自動車<u>特定整備事業者</u>が当該自動車を保管していることになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該自動車を走行させて当該引渡しが行われる場合には、<u>法第9条第1項</u>の規定は適用されないのであるから留意する。</p> <p>(「被害を受けたこと」の意義)</p> <p>9-4 <u>法第9条第1項</u>に規定する「被害を受けたこと」とは、自動車が災害により滅失し、又は損傷したことをいい、滅失又は損傷の程度及び走行の用に供することができなくなったかどうかは問わないのであるから留意する。</p> <p>(「走行」の意義等)</p> <p>9-5 <u>法第9条第1項</u>に規定する「走行」とは、当該自動車の原動機による(被けん引自動車にあつては、自動車のけん引による)陸上の移動(以下「自走」という。)をいい、自走させる目的及び場所のいかんを問わないのであるから留意する。ただし、次に掲げる場合には、たとえ自走させても走行の用に供されなかったものとして取り扱う。</p> <p>(1) 蔵置中の自動車を当該蔵置場においてその蔵置場所を変更する場合 なお、自動車の販売業者又は自動車<u>特定整備事業者</u>の一の事業場に係る</p>	<p>8-2 法第8条第1項に規定する「保管している自動車」とは、自動車の販売業者又は自動車<u>分解整備事業者</u>が管理をしている自動車をいい、蔵置している場所のいかんを問わないことに取り扱うものとする。</p> <p>(輸送中の自動車の保管者)</p> <p>8-3 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた自動車の販売業者又は自動車<u>分解整備事業者</u>が、当該自動車をその使用者等に引き渡すために輸送中の場合には、当該自動車の販売業者又は自動車<u>分解整備事業者</u>が当該自動車を保管していることになるのであるから留意する。</p> <p>(注) 当該自動車を走行させて当該引渡しが行われる場合には、<u>法第8条第1項</u>の規定は適用されないのであるから留意する。</p> <p>(「被害を受けたこと」の意義)</p> <p>8-4 <u>法第8条第1項</u>に規定する「被害を受けたこと」とは、自動車が災害により滅失し、又は損傷したことをいい、滅失又は損傷の程度及び走行の用に供することができなくなったかどうかは問わないのであるから留意する。</p> <p>(「走行」の意義等)</p> <p>8-5 <u>法第8条第1項</u>に規定する「走行」とは、当該自動車の原動機による(被けん引自動車にあつては、自動車のけん引による)陸上の移動(以下「自走」という。)をいい、自走させる目的及び場所のいかんを問わないのであるから留意する。ただし、次に掲げる場合には、たとえ自走させても走行の用に供されなかったものとして取り扱う。</p> <p>(1) 蔵置中の自動車を当該蔵置場においてその蔵置場所を変更する場合 なお、自動車の販売業者又は自動車<u>分解整備事業者</u>の一の事業場に係る</p>

改 正 後	改 正 前
<p>自動車の蔵置場が2箇所以上ある場合において、それらの距離が近接し、当該事業場において同一の蔵置場として一元的に管理されているものがあるときは、それらの蔵置場は一の蔵置場として取り扱うものとする（以下(3)において同じ。）。</p> <p>(2)、(3) （省略）</p>	<p>自動車の蔵置場が2箇所以上ある場合において、それらの距離が近接し、当該事業場において同一の蔵置場として一元的に管理されているものがあるときは、それらの蔵置場は一の蔵置場として取り扱うものとする（以下(3)において同じ。）。</p> <p>(2)、(3) （同左）</p>
<p>（使用の廃止がされたことが明らかにされている場合）</p> <p><u>9-6</u> 令第15条の3各号《使用の廃止がされたことが明らかにされる自動車》に規定する手続がされた自動車とは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下「廃車証明書」という。）の交付を受けている自動車をいうのであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p>	<p>（使用の廃止がされたことが明らかにされている場合）</p> <p><u>8-6</u> 令第15条の2各号《使用の廃止がされたことが明らかにされる自動車》に規定する手続がされた自動車とは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる書類（以下「廃車証明書」という。）の交付を受けている自動車をいうのであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p>
<p>（被災自動車の範囲）</p> <p><u>9-7</u> 法第9条第1項の規定により自動車重量税の額に相当する金額が還付される自動車（以下「被災自動車」という。）は、次のいずれにも該当するものに限られるのであるから留意する。</p> <p>(1) 自動車の使用者から直接又は他の者を介して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることの依頼を受けて、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける自動車の販売業者又は自動車特定整備事業者が、その目的で保管している自動車であること</p> <p>(2)、(3) （省略）</p>	<p>（被災自動車の範囲）</p> <p><u>8-7</u> 法第8条第1項の規定により自動車重量税の額に相当する金額が還付される自動車（以下「被災自動車」という。）は、次のいずれにも該当するものに限られるのであるから留意する。</p> <p>(1) 自動車の使用者から直接又は他の者を介して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることの依頼を受けて、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける自動車の販売業者又は自動車分解整備事業者が、その目的で保管している自動車であること</p> <p>(2)、(3) （同左）</p>
<p>（「災害のやんだ日」の意義等）</p> <p><u>9-8</u> 令第15条の4第1項《自動車重量税の還付申請》及び第15条の5第2</p>	<p>（「災害のやんだ日」の意義等）</p> <p><u>8-8</u> 令第15条の3第1項《自動車重量税の還付申請》及び第15条の4第2</p>

改 正 後	改 正 前
<p>項《被災自動車の確認》に規定する「災害のやんだ日」については、上記7-4に準ずるものとする。ただし、被災自動車の使用者が死亡した場合等税務署長又は国税局長が災害のやんだ日と一律に定めた日から1月以内に被災自動車確認書（令第15条の5第1項に規定する被災自動車確認書をいう。以下同じ。）の交付申請ができないことにつき真にやむを得ない事情があると認められる場合における災害のやんだ日の判定は、被災地域を管轄する税務署長が、被災自動車の異なるごとに個々に行っても差し支えない。</p> <p>（還付の手続）</p> <p><u>9-9</u> 被災自動車に係る自動車重量税の額に相当する金額の還付の手続に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 被災自動車の使用者の住所等が、自動車重量税を納付した時と還付申請書を提出する時とで異なる場合における令第15条の4第1項《自動車重量税の還付申請》に規定する所轄税務署長は、還付申請書を提出する時の住所地等の所轄税務署長であること。</p> <p>(2) 被災自動車が譲渡等され、その使用者が変更した場合（<u>9-10</u>《相続等があった場合の適用範囲》に該当する場合を除く。）においても、法第9条第1項の規定により自動車重量税の額に相当する金額の還付を受ける者は、当該自動車重量税を納付した時の当該自動車の使用者であること。</p> <p>（相続等があった場合の適用範囲）</p> <p><u>9-10</u> 被災自動車の使用者について相続、合併又は会社分割があった場合には、相続人、合併後存続する法人又は会社分割により事業を承継する法人が、当該自動車を承継した場合について法第9条第1項の規定が適用されるのであるから留意する。</p>	<p>項《被災自動車の確認》に規定する「災害のやんだ日」については、上記7-4に準ずるものとする。ただし、被災自動車の使用者が死亡した場合等税務署長又は国税局長が災害のやんだ日と一律に定めた日から1月以内に被災自動車確認書（令第15条の4第1項に規定する被災自動車確認書をいう。以下同じ。）の交付申請ができないことにつき真にやむを得ない事情があると認められる場合における災害のやんだ日の判定は、被災地域を管轄する税務署長が、被災自動車の異なるごとに個々に行っても差し支えない。</p> <p>（還付の手続）</p> <p><u>8-9</u> 被災自動車に係る自動車重量税の額に相当する金額の還付の手続に当たっては、次のことに留意する。</p> <p>(1) 被災自動車の使用者の住所等が、自動車重量税を納付した時と還付申請書を提出する時とで異なる場合における令第15条の3第1項《自動車重量税の還付申請》に規定する所轄税務署長は、還付申請書を提出する時の住所地等の所轄税務署長であること。</p> <p>(2) 被災自動車が譲渡等され、その使用者が変更した場合（<u>8-10</u>《相続等があった場合の適用範囲》に該当する場合を除く。）においても、法第8条第1項の規定により自動車重量税の額に相当する金額の還付を受ける者は、当該自動車重量税を納付した時の当該自動車の使用者であること。</p> <p>（相続等があった場合の適用範囲）</p> <p><u>8-10</u> 被災自動車の使用者について相続、合併又は会社分割があった場合には、相続人、合併後存続する法人又は会社分割により事業を承継する法人が、当該自動車を承継した場合について法第8条第1項の規定が適用されるのであるから留意する。</p>